

東松島市奨学金返還支援事業助成金等

東松島市では、地域包括ケアシステムの推進に必要な医療・介護・福祉分野の“専門職の人材確保”及び“定住促進施策”の一環として、宮城県内の事業所に就職・勤務され要件を満たす方を対象に、奨学金の返還額の一部を助成します。

また、“働きやすく”“住み続けられる”まちづくりを実現するため、令和2年度から『定住者のための加算金』を創設しました。

■助成内容

最大 1 0 0 万円 (返還助成金 6 0 万円 + 定住加算金 4 0 万円)

- ① 返還助成金 申請年度内に返還した奨学金の額 上限 2 0 万円 (単年度)
(単年度あたり) ※市外事業所で勤務されている方又は市外在住者は上限 1 0 万円
※助成期間は申請初年度から最長 5 年度まで
- ② 定住加算金 市外から移住された方または市内在住の方に対する加算 4 0 万円
※申請は初年度のみ (5 年間の定住要件・返還規定あり)
※申請時の奨学金借入残高が 1 0 0 万円以上の場合

注意：申請年度内に宮城県内事業所を退職、又は宮城県外事業所に勤務することとなった場合は、助成金は一切支払われません。

■助成対象者

次のア又はイに該当し、①～⑦までのいずれの要件も満たす方

ア 平成 2 8 年 4 月 1 日以降に、市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内事業所において、下記②に掲げる資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する方 (国及び地方公共団体の全職員を除く。)

イ 平成 2 8 年 4 月 1 日以降に、宮城県内に事業所を有する事業主に正規雇用され、宮城県内事業所において、下記②に掲げる資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の末日まで継続して当該宮城県内事業所に勤務し、かつ、市内に居住する方 (国及び地方公共団体の全職員を除く。)
ただし、アに該当する市内居住者は除く。

- ① 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
- ② 看護師、准看護師、保健師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、助産師、保育士の資格を有する方 ※記載以外の資格は対象となりません。
- ④ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
- ⑤ 奨学金の返還に滞納のない方
- ⑥ 市税等に滞納のない方
- ⑦ 暴力団員等でない方

■対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）
- ② 東松島市奨学金
- ③ その他市長が認める奨学金

■対象となるケース（参考例）

平成28年 4月1日以降	令和6年度	令和7年度	令和8年度～ ※最長5年度
◆就職			
◆奨学金返還中			
← 助成対象 →			
●初年度申請 ◇次年度継続（2年目） ▲次年度継続（3年目）	●交付申請（4月） ●※（又は10月）	●実績報告・請求 ◇交付申請（4月）	◇実績報告・請求 ▲交付申請（4月）……

※年度ごとに申請手続きが必要です。また、初年度申請に限り10月申請が可能です。

■助成金の申請から交付までの流れ



■申請受付期間（令和6年度）

第1回：令和6年4月1日（月）～令和6年4月30日（火）

第2回：令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）（初めての申請者のみを対象）

※第1回で申請・交付決定を受けた方は、第2回で申請する必要はありません。

※令和6年11月以降に助成対象者の要件を満たした方は、翌年4月以降に申請を受付します。

■申請方法

申請書に必要な書類を添えて、郵送または持参により、下記申請先に提出してください。

※申請書等は、東松島市のホームページからダウンロードできます。

申請・お問合せはこちら

東松島市 保健福祉部 高齢障害支援課 包括ケア推進係

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

電話：（代表）0225-82-1111（内線1186）／FAX：0225-82-1392

E-mail：houkatsu@city.higashimatsushima.miyagi.jp